別紙１

仕 様 書

１ 業務名

特別展作品等輸送展示撤収業務

２ 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

３ 実施場所

下関市立美術館（下関市長府黒門東町1－1）ほか

４ 業務内容

下関市立美術館（以下「美術館」という。）の職員の立会いのもと、特別展にかかる借用作品の借用から返却までの運搬を行う。美術館内の会場設営を行い、指定する所蔵品及び借用作品等を館内収蔵庫から展示室に移動させ展示する。
撤収時は展示室から該当所蔵品を収蔵庫へ移動させ、所定の位置に収納する。
また展示に使用した可動壁や什器、器材を指定の位置に移動する。

５ 業務日程等

(1) 借用作品の集荷

ア 借用先ごとの移動作品は別表のとおり。（返却も準ずる）

イ 工程等は美術館と相談のうえ決定すること。

ウ 輸送にあたり原則として美術品専用車を使用することとし、ドライバーのほかに作業員一人以上を随行させること。

エ 作家蔵の作品等は、最初に道幅 250cm を通過できる車両に積み入れ、安全を確保できる場所で美術品専用車に積み替えること。（返却も準ずる）また、額の角 4 カ所を資材で梱包するなど、簡易梱包で運搬すること。

オ 山口県立美術館蔵《大地の鼓動》は、所蔵館で下見の上で梱包や輸送方法を調整すること。山口県立美術館蔵《生きる》及び山口大学常盤図書館所蔵の作品は、外寸に合わせて輸送用の箱を作成すること。

カ 宇部市蔵の作品は、所蔵者が所有する既存の箱を用いて輸送すること。

集荷作業日：令和9年1月11日（月）～2月4日（木）のうち必要な日数

(2) 借用作品の返却

ア 工程等は美術館と相談のうえ決定すること。

イ　輸送にあたり原則として美術品専用車を使用することし、ドライバーのほかに作業員一人以上を随行させること。

返却作業日：令和9年3月24日（水）～3月31日（水）のうち必要な日数

(3) 展示撤収

ア　展示にあたり、可動壁の移動、展示ケース、展示台等の移動を行うこと。

イ　展示及び撤収作業に必要な人数の作業員を配置すること。

展示作業日：令和9年2月1日（月）～2月4日（木）のうち 3 日間

※会場設営含む

撤収作業日：令和9年3月23日（火）

6　事前準備等

作品の借用返却に係る輸送箱の準備等を行う。

7　借用作品への保険付保

借用作品に、借用時から返却時までの一貫保険を付保すること。

なお借用する作品等の評価額の総額は 48,700,000 円とする。

8　作業員

業務に当たる作業員は、美術作品の取扱いの講習を受けており、美術館等の博物館施設の所蔵品を取り扱った経験を有している者であることを条件とする。

9　留意事項

(1) 業務の実施に当たって、受託者は、関係法令を遵守の上、必要な安全対策を講じなければならない。

(2) 取り扱う美術作品の破損、損失、紛失等が生じた場合は、速やかに下関市に報告すること。

(3) 受託者は、業務実施中に下関市に損害を与えた場合、速やかに下関市に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(4) 受託者は、業務実施中に故意又は過失により下関市の建物、設備等を破損させた場合、原状に回復しなければならない。なお、その場合の復旧に係る費用は受託者の負担とする。

１０　提出物

受託者は、各回の業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を美術館に提出すること。

１１　検査

(1) 成果報告書を受理したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。

(2) 業務の成果が検査に合格しなかったときは、指定する期間内にその指導に従いこれを補正すること。この場合においては、成果報告書を再度提出し、検査を行うこととする。
(3) 検査及び補正に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

１２　支払方法

受託者は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料を下関市に請求するものとし、下関市は受託者が提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から３０日以内に受託者に支払うものとする。

１３　その他

(1) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙２特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
(2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙３下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
(3) 本仕様書に記載のない事項及び業務に関して疑義が生じた場合は、下関市と受託者で協議の上、決定する。

以上